平成２１年（フ）第５５２号
佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺1748、住民票上の住所福岡県久留米市荒木町荒木738番地３
債務者　松本　隆子
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５６号
佐賀県小城市三日月町織島2934番地３
債務者　寺﨑　正浩
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝166番地４
債務者　大坪　弥生
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５号
佐賀県鳥栖市蔵上町666番地１　スプリングウインドⅡ301
債務者　福井　美里
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６号
佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺2228番地
債務者　江島久二子
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７号
佐賀県佐賀市鍋島２丁目18番１―103号
債務者　濱田江利子
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号
佐賀県佐賀市諸富町大字寺井津531番地
債務者　光増　浩子
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
佐賀県多久市東多久町大字別府5899番地９
債務者　松浦喜代子
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
長崎県長崎市桜馬場２丁目３番１号　本川アパート101、旧住所長崎県長崎市矢の平２丁目４番14号
債務者　八坂　由紀
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
大分市大字杉原699番地の177
債務者　浅野千江美
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３６号
大分県中津市耶馬溪町大字戸原1806番地１
債務者　粟　　照義
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第４０号
大分県国東市国見町櫛来183番地１
債務者　山本登志子
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第５４号
群馬県桐生市錦町３丁目２番28号　レスポワール錦501
債務者　米川　政好
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１５７号
福井県吉田郡永平寺町松岡志比堺第25号701番地　志比堺団地10号室
債務者　西氏　満枝
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
兵庫県川西市小戸２丁目５番４号　202
債務者　柏原　　勲
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３０７号
兵庫県西宮市今津野田町５番13―103号
債務者　酒井　敏明
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２１号
兵庫県尼崎市梶ケ島14番10号
債務者　東垂水　洋
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５２号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目５番13号
債務者　松本　　愛
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係